

○令和9年度固定資産（土地）評価替えに係る路線価付設業務委託公募型プロポーザル 質問に対する回答

質問番号	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領 4(1)イ	本業務の同種業務について全国多くの自治体様でご発注がなされておりますが、その多くについては「不動産鑑定士」を担当技術者での選任については指定があっても管理技術者についての指定は少ないと認識しております。実事業におきましても本業務実施に当り、担当技術者として配置することが重要であるとの認識ですが、「不動産鑑定士」につきましてはご指定の通り管理技術者での配置が必須条件になりますでしょうか。	本業務は役務業務です。管理技術者という文言を使用しておりますが、業務における主たる技術者としての意味で使用しております。
2	実施要領 8(1)イ	企画書の頁枚数については制限はあるのでしょうか。制限がある場合の枚数についてはご教授願います。（例：A4 片面40枚（A4両面20枚））	実施要領にて用紙サイズのみ規定させていただいております。枚数等については、自由にご提案いただけるよう制限は設けておりません。
3	実施要領 8(2)	正・副作成において、会社名については企画書内に記載があっても問題ございませんでしょうか。	問題ございません。
4	実施要領 8(2)	(1)にあるア～オについて、まとめてファイルに綴じた方がよろしいでしょうか。それとも別々でのご提出でよろしいのでしょうか。	どちらでも構いませんが、提出の際に正本と副本が判断できる状態でのご提出をお願いします。
5	実施要領 9(1)キ	企画書の要約版として、内容は企画書に基づくものであればPPT等の追加資料の提出は問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	問題ございません。プレゼンテーションに投影するものと同じ資料をプレゼンテーション開始前までに事務局へ10部提出してください。なお、この資料は、企画提案書の範囲を超えた内容は認められません。
6	実施要領 9	プレゼンテーションの順番はどのように決定するのでしょうか。	参加表明書の提出後、選考委員会にて資格審査を行います。その後、事業者数等を勘案し、プレゼンの日程及び開始時間を最終的に決定します。
7	様式第5号	同種業務及び類似業務について、具体的にお示しください。また、記述する業務実績については群馬県内での実績を優先とし、次いで群馬県外の実績を記述することで宜しいでしょうか。業務実績については最大何件の記載が必要でしょうか。	この要件を設定している趣旨は、業務遂行の確実性及び安定性を担保しようとするものです。ご提出いただいた業務実績を基に判断させていただくわけですが、その判断はプロポーザル選考委員会で行うこととなります。記載順や件数に制限はございません。件数が多くなる場合、記載する要件を満たせば別紙添付でも構いません。
8	様式第5号	配置予定技術者全てについて、本様式を作成することでよろしいでしょうか。	管理技術者として、業務にあたる主たる技術者のもので構いません。
9	仕様書 3(3)	現行の市街地宅地評価法の区域がありましたら具体的にご教授下さい。	当町においては、市街地宅地評価法の区域はございません。
10	仕様書 3(4)	「確定した標準宅地については、地番図データ上に表示のうえデータの提出を行う。」ここで求められるデータとは、標準宅地位置図という理解で宜しいでしょうか。地図情報データの想定は不要でしょうか。	下記集約化電子データと同様のshape形式及び標準宅地のポイントを表示した紙ベースでの位置図を想定しております。
11	仕様書 3(4)、(6)	標準宅地の選定や路線データ作成段階で、選定状況や妥当性確認を貴町に求める場合、貴町に導入済みの地図情報システムへのセットアップが必要となるか。その場合の搭載先のデータ使用を提供頂くことは可能か。	依頼業務について地図情報システムへのセットアップまでは考えおりません。なお、選定業者にはGISに表示可能な地番図データ（shape形式）を提供しますので、標準宅地の選定や路線付設案の作成においては課税画地の状況を踏まえたいと提案をしていただきたいと思います。
12	仕様書 3(6)①	「町道を対象とした道路台帳調査によりデータ作成を行う。その他の街路に関しては、現地調査等を通じて必要に応じて街路条件データの修正を行う。」とありますが、後者の想定路線本数をご教授下さい。	画地の状況により変化するため、あくまでも目安であることをご留意ください。想定路線1,500本のうち町道が70%程度、町道以外が30%程度と考えております。
13	仕様書 3(6)①	「町道を対象とした道路台帳調査によりデータ作成を行う。その他の街路に関しては、現地調査等を通じて必要に応じて街路条件データの修正を行う。」とありますが、既に街路条件データは存在するというのでしょうか。	路線の付設は当町にて初めての試みとなりますので、既存の路線条件データは存在しないという前提でお考えください。
14	仕様書 4(1)②	路線付設案はどのような形式での納品を想定されているのでしょうか。	下記集約化電子データと同様のshape形式を考えております。
15	仕様書 4	群馬県提出用の「固定資産税路線価等公開情報の集約に係る電子データ」は、本委託に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	群馬県提出用の「固定資産税路線価等公開情報の集約に係る電子データ」の作成は、本業務に含まれているとお考えください。
16	仕様書 5(2)	路線価区域と想定している範囲（区域）がありましたらご教授ください。	路線価の付設は、当町にて初めての試みとなっております。当町における市街地的形態を形成する区域に導入を予定しております。プロポでの業者選定を予定していることから、契約業者と協議の上、正式に決定したいと考えております。
17	実施要領 8(1)イ	企画提案書の提出にあたり、ページ数の制限はありますでしょうか。	用紙サイズのみ規定させていただいております。枚数等については、自由にご提案いただけるよう制限は設けておりません。
18	様式第5号	同種業務、類似業務の定義についてご教授下さい。	この要件を設定している趣旨は、業務遂行の確実性及び安定性を担保しようとするものです。ご提出いただいた業務実績を基に判断させていただくわけですが、その判断はプロポーザル選考委員会で行うこととなります。
19	様式第5号	業務実績（配置予定技術者）については、管理技術者以外に照査技術者、各担当技術者等の実績も記載する認識でよろしいでしょうか。	質問1において、照査技術者の配置はもとめておりません。また記載に関しましては質問8と同様となります。